⑵ Classification of the products to be procured : 14

⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : Supply of office desks, etc. 1 set

⑷ Delivery period : 31 March 2022

⑸ Delivery place : The place will be specified later.

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in "Manufacture of products" "Sale of products" or "Offer of service" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2019, 2020, 2021. Or Have Grade C in "Manufacture of products" "Sale of products" or "Offer of service" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2019, 2020, 2021 and have a record of contract concerned of more than equal. ④Meet the requirements qualification which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

⑺ Time-limit for tender : 17 : 00　25 February 2022

⑻ Contact point for the notice : KAWAMOTO Takeshi, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和４年度予算が成立し、予算示達されることを条件とするものである。

令和４年１月５日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　松本　　麗

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第７号

１　競争入札に付する事項

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　女子中間ケアセンター（仮称）自然環境モニタリング調査業務

⑶　業務場所　東京都昭島市もくせいの杜２丁目４－１ほか

⑷　業務内容　本業務は、上記⑶の場所において、オオタカのモニタリング調査、希少植物の移植及びモニタリング調査を行うものである。

⑸　履行期間　令和４年４月１日から令和８年３月31日

⑹　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　法務省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　法務省大臣官房施設課長から測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

⑹　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑺　管理技術者（※１）は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出者の組織に所属し（申請書の提出日以前に申請書提出者と３か月以上の雇用関係にあること。）、かつ、次に掲げる基準を全て満たすこと。

ア　下表の基準を満たす本業務と同種又は類似の業務（以下「同種又は類似業務」という。）に携わった経験があること。

㋐　過去年度　平成23年度以降に元請として契約履行が完了した業務

㋑　管理技術者に求める業務実績

ａ　同種　東京都における開発行為に伴う自然環境調査業務のうち、監視カメラを用いたオオタカ等希少猛禽類のモニタリング調査（専門家が関与したものに限る。）を含む業務（※注）

ｂ　類似　開発行為に伴う自然環境調査業務のうち、監視カメラを用いたオオタカ等希少猛禽類のモニタリング調査（専門家が関与したものに限る。）を含む業務（※注）

注　管理技術者又はこれに相当する立場として従事した業務に限る。

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者に係る配置予定技術者の同種又は類似の業務経験の確認については、我が国における同種又は類似の業務経験をもって判断するものとする。

イ　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

以下の㋐から㋒のうちいずれかの資格等を保有していること。

㋐　技術士（総合技術監理部門のうち、環境部門においては選択科目が環境保全計画、自然環境保全又は環境影響評価であるもの、建設部門においては選択科目が建設環境であるもの。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

㋑　技術士（環境部門のうち選択科目が環境保全計画、自然環境保全又は環境影響評価であるもの、建設部門においては選択科目が建設環境であるもの。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

㋒　シビルコンサルティングマネージャ（以下「ＲＣＣＭ」という。）の建設環境部門の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度規程による登録を行っている者。

ウ　手持ち業務は、申請者の提出期限日現在で、携わっている自然環境調査業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※２）を含む。工事監理業務、設計業務及び意図伝達業務は含まない。）が、２件以内であること。

※１　「管理技術者」は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

※２　「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。